



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(10月定例会)



日時：令和4年10月18日（火）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 令和4年度日赤神奈川区地区会費中間受入状況報告について
【中間報告】(神奈川区社会福祉協議会)
- (2) 横浜みどリアップ計画[2019-2023]3か年[2019(令和元)~2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット作成のご報告等について
【情報提供】(環境創造局みどリアップ推進課)
- (3) 三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的考え方(案)
市民意見募集の実施状況等について
【情報提供】(環境創造局公園緑地整備課)
- (4) 「(仮称)よこはま防災パーク」の創設に向けた市民意見募集の実施について
【市民意見募集】(神奈川消防署総務・予防課)
- (5) 令和5年神奈川区新年賀詞交換会の中止について
【情報提供】(総務課)
- (6) 用途地域等の見直し都市計画市素案(案)の縦覧(閲覧)及び意見募集について
【市民意見募集】(区政推進課)

- (7) 「神奈川宿謎解きウォーク」イベント開催について
【掲出依頼】(区政推進課)
- (8) 「区民のつどい」の開催について
【情報提供】(区政推進課)
- (9) 神奈川区フレイル予防アクションマップについて
【情報提供】(高齢・障害支援課)
- (10) バッテリーの取り外せない充電式小型家電の出し方について
【掲出依頼】(地域振興課資源化推進担当)
- (11) 年末年始のごみと資源物の収集日程について
【掲出依頼(11月便)】(地域振興課資源化推進担当)
- (12) 「わが町かながわマナー違反一掃作戦」について
【お礼】(地域振興課資源化推進担当)
- (13) 自治会町内会加入促進用動画について
【情報提供】(地域振興課)
- (14) 令和5年度神奈川区交通安全功労者表彰候補者の推薦について
【推薦依頼】(地域振興課)
- (15) 「神奈川区商店街ベーカリーラリー」の開催について
【情報提供】(地域振興課)
- (16) 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について
【掲出依頼】(地域振興課)
- (17) 神奈川区民まつりへの協力に対するお礼について
【お礼】(神奈川区民まつり実行委員会事務局)

(2)・(4)・(6)・(10)・(11)・(13)は、市連会からの議題です。

《11月定例スケジュール》

・11月区連定例会の開催について

(地域振興課)

◇日時：令和4年11月18日(金)13時30分～

◇場所：神奈川区役所 本館5階大会議室

・11月の配送便(白袋)について

(地域振興課)

11月の配送便は25日(金)までに送付予定です。

議 題

1 令和4年度日赤神奈川区地区会費中間受入状況報告について

中間報告

日本赤十字社 会費募集にご協力いただきありがとうございます。
令和4年9月30日現在における日赤会費受入の状況を報告します。

【実績額】

◇受け入れた日赤会費の金額

11,197,948円（令和4年9月30日現在）

（参考・令和3年度実績額：13,329,644円）

◇納めていただいた自治会町内会の数

135自治会町内会（令和4年9月30日現在）

（参考・令和3年度実績：157自治会町内会）

なお、日赤会費は5月～7月が強化月間となっておりますが、前年度同様、年度の最終実績は12月までを目途に受付しておりますので、引き続きご協力を賜りますよう各自治会町内会への周知をお願い申し上げます。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：後藤・井野 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 横浜みどりアップ計画[2019-2023]3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット作成のご報告等について

情報提供

「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくために、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら「横浜みどりアップ計画」を推進しています。3か年[2019（令和元）-2021（令和3）年度]を振り返り、取組の成果を事業報告書にまとめましたのでご報告いたします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに、概要版のリーフレットと、横浜みどり税のチラシ、併せて12月にとりまとめ公表する予定の「これからの緑の取組」素案への市民意見募集のお知らせをお送りいたします。

【問合せ先】

環境創造局 みどりアップ推進課 担当：中城・溝渕 電話：671-2712 FAX：224-6627

3 三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的 考え方（案） 市民意見募集の実施状況等について

情報提供

三ツ沢公園球技場は、建設から 58 年が経過して老朽化が進み、バリアフリー化が不十分であることに加え、観客席に屋根が無いなど、Jリーグが定めるスタジアム基準を満たしていない状況にもあります。そのため、本球技場の改修やこれに伴う公園の再整備に向けた検討を進めてきました。

これを踏まえ、8月10日から9月8日にかけて「三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的な考え方（案）」についての市民意見募集を実施しましたので、その実施状況や主な意見などについてご報告いたします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに、関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

環境創造局 公園緑地整備課 担当：雨宮・吉村 電話：671-4768 FAX：671-2724

4 「（仮称）よこはま防災パーク」の創設に向けた市民意見 募集の実施について

市民意見
募 集

地域住民の皆様への防火防災指導は、本市独自の家庭防災員制度や消防職員が地域に出かけて行う防災訓練会等により推進してきましたが、高齢化等の社会構造の変化やコロナ禍による影響等から、参加者の減少や固定化といった課題を抱えており、これまでの実施手法のままでは、より多くの方に防災に必要な知識を提供することが困難な状況となっています。

こうした状況やデジタル化による社会生活の急速な変化を踏まえ、時間や場所にとらわれず、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「（仮称）よこはま防災パーク」を創設します。

また、11月から12月にかけて市民意見募集を実施します。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに、関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：福島・青柳・高橋 電話：316-0119 FAX：316-0119

5 令和5年神奈川県新年賀詞交換会の中止について

情報提供

神奈川区の地域活動に御協力いただいている各種団体、地域の方々と新年の門出を祝い、日ごろの協力に感謝するために、神奈川県新年賀詞交換会運営委員会と区役所の共催で、例年1月に新年賀詞交換会を実施してきました。

令和5年の開催については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と御参加の皆様の安全安心を考慮し、令和3・4年に引き続いて中止することとします。

【問合せ先】

総務課 庶務係 担当：渡部・淡野 電話：411-7007 FAX：324-5904

6 用途地域等の見直し都市計画市素案（案）の縦覧（閲覧）及び意見募集について

市民意見
募 集

用途地域等の見直し都市計画市素案（案）について、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、縦覧（閲覧）及び市民意見募集を実施します。[期間：令和4年10月12日（水）から11月30日（水）、方法：郵送、持参、電子申請・届出システム]

概要をまとめたリーフレットを、見直し候補地区内に戸別配布するとともに、各区役所等でも配布するほか、市のホームページでもご覧いただけます。また、説明動画を11月30日（水）まで配信しています。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに、参考として関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

建築局 都市計画課 担当：太田・飯島・下田 電話：671-2658 FAX：550-4913

7 「神奈川宿謎解きウォーク」イベント開催について

掲出依頼

旧東海道 神奈川宿の史跡を歩いて巡る「神奈川宿謎解きウォーク」を開催します。
つきましては、10月の配送便にて開催周知のチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【開催概要】

◇開催期間

令和4年11月1日（火）から12月6日（火）まで

◇コース

神奈川宿歴史の道 全長約4.3km（神奈川区台町～新町）

◇参加方法

コースマップを用意し、神奈川宿にまつわる謎を解いてください。

※事前申込不要・参加費無料

※上記開催期間中はいつでも自由に参加できます。

◇参加特典

・クイズに正解した方には、「東海道神奈川宿ピンバッジ」または「東海道神奈川宿 絵図マスクケース」のどちらかをプレゼントします。

・コース上のグルメスポット一部店舗で参加者限定の特典が受けられます。

・360度カメラで普段見ることのできない本殿内（お寺5か所）をバーチャル体験できます。

※体験する際は、スマートフォンまたはタブレットが必要です。

◇その他

コースマップは区内の地区センターや地域ケアプラザ等で配布しています。

また、区役所ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】

区政推進課 企画調整係 担当：佐藤・吉崎・亀谷 電話：411-7028 FAX：314-8890

8 「区民のつどい」の開催について

情報提供

区民協議会では今年度も区民のつどいを開催し、第21期の部会活動の中間発表や講師をお招きした講演などを行います。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに、資料をお送りいたしますので、各自治会町内会の皆さまにおきましては、例年通り多数お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

【実施概要】

◇日時：令和4年12月4日（日）13:00から15:30まで（開場：12:30）

◇場所：神奈川公会堂

【依頼事項】

「区民のつどい」の参加について

【配布部数】

「区民のつどい参加票（ご案内）」10部

【問合せ先】

区政推進課 広報相談係 担当：高橋・高島・岡田 電話：411-7021 FAX：314-8890

9 神奈川区フレイル予防アクションマップについて

情報提供

満65歳以上の神奈川区民の方が、一人でも仲間と一緒に楽しく介護予防に取り組むことができる「神奈川区フレイル予防アクションマップ」が完成しました。

運動、栄養、口腔、社会参加の4項目に取り組み、1つの項目につき、1日1マスをぬりつぶし、1日最大4マスをぬりつぶすことができます。60個達成で特製ポストカード、120個達成でオリジナル布バッグを先着1,000名様にプレゼント！

マップの配布、景品の交換場所は、お近くの地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、神奈川区高齢・障害支援課高齢者支援担当です。

マップは、神奈川区ホームページからも印刷して使用することも可能です。

※連長までの情報提供です。

【問合せ先】

高齢・障害支援課 高齢者支援担当：小松・倉谷・関堂 電話：411-7110 FAX：324-3702

10 バッテリーの取り外せない充電式小型家電の出し方について

掲出依頼

今年度、コードレス掃除機やロボット掃除機などの充電式小型家電のバッテリーを原因とした収集車の火災が急増しています。バッテリーに使用されるリチウムイオン電池は、圧力や強い衝撃を受けると発熱・発火する恐れがあるため、充電式小型家電を「燃やすごみ」の日に出す際は、バッテリーを取り外すようお願いしています。しかし、バッテリーを取り外せない小型家電も多いため、それらが生ごみ等と同じ袋に混ぜて出され、収集車の中で押しつぶされることで火災が起きていると考えられます。

この度火災が起こらないよう、バッテリーの取り外せない小型家電については、燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に出していただくようお願いするチラシを作成いたしました。

つきましては、10月の配送便にてお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

資源循環局 業務課 担当：大野 電話：671-3819 FAX：662-1225

11 年末年始のごみと資源物の収集日程について

掲出依頼
(11月便)

年末年始のごみと資源物の収集は、12月31日（土）から1月3日（火）まで、お休みさせていただきます。また、今年度は、燃やすごみの収集が「火・土曜日」の地域について臨時収集日を設けます。

今年度も昨年度同様チラシの班回覧については中止し、各自治会・町内会の掲示板へのチラシ掲出依頼とします。

つきましては、11月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

そのほか、各集積場所への収集日程表の貼付や、広報よこはま12月号（市版）への掲載により、市民の皆様にお知らせしてまいります。

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：越尾・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

12 「わが町かながわマナー違反一掃作戦」について

お 礼

わが町かながわマナー違反一掃作戦は、皆様の御協力により無事終了いたしました。多くの皆様の御参加をいただきありがとうございました。

なお、今後実施する団体もありますが、9月28日（水）に実施した結果は次のとおりです。

参加者数	自治会町内会	581 人
	65 事業者	834 人
	合計	1,415 人
集まったごみの量		465kg
放置自転車・バイク対策	移動台数	21 台
	警告札貼付	33 台
違法駐車対策	車両への確認標章貼付	11 件
	運転者等への口頭注意	30 件

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：越尾・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

13 自治会町内会加入促進用動画について

情報提供

自治会町内会加入促進用の動画を作成しましたのでお知らせします。現在横浜市公式 YouTube「横浜チャンネル」にアップしていますのでご覧いただくことができます。

自治会町内会においては、団体のホームページにリンク付けすることもできます。また、動画データをお渡しできますので、加入促進活動にご利用ください。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに、資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：川口・渡邊 電話：671-2317 FAX：664-0734

14 令和5年度神奈川区交通安全功労者表彰候補者の推薦について

推薦依頼

標記功労者表彰を次のとおり行います。つきましては、該当する個人・団体がありましたら、御推薦くださいますようお願いいたします。

(推薦は単位自治会町内会長名ではなく、地区連合町内会長名でお願いします。)

【表彰概要・依頼内容】

- ◇表 彰 対 象：別紙「神奈川区交通安全功労者表彰要綱・選考基準」を御参照ください。
- ◇推薦依頼数：地区連合町内会ごとに 個人1名、団体1団体 以内
- ◇推 薦 期 限：令和4年12月2日(金)まで
- ◇提 出 先：地域振興課 (神奈川区交通安全対策協議会事務局)
- ◇表 彰 式：令和5年4月に神奈川区交通安全対策協議会総会の席上にて行う予定です。(詳細は別途御案内いたします。)

【添付資料】

- ◇依頼文、神奈川区交通安全功労者表彰要綱・選考基準
- ◇推薦書(個人)様式1、推薦書(団体)様式2
- ◇過去(10年)の区表彰者名簿

※連長への推薦依頼です。

【問合せ先】

地域振興課 担当：佐藤・山本 電話：411-7095 FAX：323-2502

15 「神奈川区商店街ベーカリーラリー」の開催について

情報提供

毎年恒例の商店街ラリーをリニューアルし、下記のとおり「神奈川区商店街ベーカリーラリー」を開催します。

区内の対象店舗（計14店舗のベーカリー）でお買い物をして、スタンプを3つ集めて応募すると、抽選で素敵な賞品をプレゼントします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに、資料を1部お送りいたします。皆様の御参加をお願いします。

【概要】

◇開催期間：令和4年11月1日（火）～令和4年12月31日（土）

◇配布場所：「神奈川区商店街ベーカリーラリー冊子（応募用はがき付き）」は区役所ほか、区内商店街、各地区センター及び区内主要駅のPRボックスにて配布します。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

16 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまぐらしナビ」11月号を10月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・霜山 電話：671-2584 FAX：664-9533

17 神奈川県民まつりへの協力に対するお礼について

お 礼

神奈川県民まつりを10月9日（日）に開催し、おかげさまで盛況のうちに無事終わることができました。

開催にご協力くださいました皆様に改めて感謝申し上げます。

さて、分担金を納入いただきましたお礼として10月の配送便にてささやかながら記念品をお送りいたします。

また、7月の区連会にてお知らせしたとおり、分担金を振込いただきました自治会町内会の皆様に領収証を併せてお送りします。

◇当日来場者数

約 40,000 人

◇広報・報道

・ YOU テレビ

「地域情報番組 MyYou!」内

10/17(月)～10/23(日) YOU チャンネル(地上 11ch)

10時～/13時～/16時～/20時～/23時～

(35回/週 毎日5分間ほど繰り返し放送)

・ タウンニュース神奈川県版 10月13日号

・ 市長フォトダイアリー

横浜市長 フォトダイアリー

[検索](#)

・ 区長瓦版

区長瓦版 神奈川県民まつり

[検索](#)

◇配送物品

・ 記念品（区民まつり記念タオル） 1単会あたり1つ

・ 分担金領収証

※領収証未発行の自治会町内会のみ

【問合せ先】

神奈川県民まつり実行委員会事務局（地域振興課）担当：小川・沓澤

電話：411-7087 FAX：323-2502

環創み第 1025 号

令和 4 年 10 月 12 日

各自治会・町内会長様

横浜市環境創造局

みどりアップ推進課長 坂井 和洋

政策課みどり政策調整担当課長 岩間 隆男

横浜市財政局

税務課長 江口 昌克

横浜みどりアップ計画[2019-2023]

3 か年[2019(令和元)～2021(令和 3)年度]の実績概要リーフレット作成の
ご報告等について

- (1) 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 3 か年[2019(令和元)～2021(令和 3)年度]の
実績概要リーフレット作成のご報告について【資料 1】
- (2) 「これからの緑の取組」素案の市民意見募集について (12 月下旬から実施予定)
【参考資料】

【問合せ】

資料 1 に関すること

- 横浜みどりアップ計画の実績に関すること
環境創造局みどりアップ推進課 TEL:671-2712 FAX:224-6627
- 横浜みどりアップ計画に関すること
環境創造局政策課 TEL:671-4214 FAX:550-4093
- 横浜みどり税に関すること
財政局税務課 TEL:671-2253 FAX:641-2775

参考資料に関すること

- 「これからの緑の取組」素案の市民意見募集に関すること
環境創造局政策課 TEL:671-4214 FAX:550-4093

各自治会・町内会長様

横浜市環境創造局
みどりアップ推進課長 坂井 和洋
横浜市財政局
税務課長 江口 昌克

横浜みどりアップ計画[2019-2023]
3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット作成の
ご報告について

横浜みどりアップ計画につきましては、平成21年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、推進しています。令和元年4月からは3期目となる5か年計画に取り組んでいるところです。

このたび、3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]を振り返り、取組の成果を事業報告書にまとめましたのでご報告いたします。報告書全体は市ホームページや、公共施設等で閲覧ができます。また、概要のリーフレットと、横浜みどり税のチラシについては、市連会及び区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各1部送付させていただきます。

今後も、「横浜みどりアップ計画」を着実に推進してまいりますので、御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

【配布資料】

- 1 横浜みどりアップ計画[2019-2023]
3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット【別紙1】
- 2 横浜みどり税のチラシ【別紙2】
- 3 【参考資料】3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の区別実績



【別紙1】



【別紙2】

*別紙1「3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット」及び別紙2「横浜みどり税のチラシ」については、例年、各自治会・町内会の皆様へ班回覧をお願いしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から回覧を見合わせています。PRボックス、市役所及び区役所の窓口等への配架は例年通り行います。

【問合せ】

- 横浜みどりアップ計画の実績に関すること
環境創造局みどりアップ推進課 TEL: 671-2712 FAX: 224-6627
- 横浜みどりアップ計画に関すること
環境創造局政策課 TEL: 671-4214 FAX: 550-4093
- 横浜みどり税に関すること
財政局税務課 TEL: 671-2253 FAX: 641-2775

市民の皆様の参加をお待ちしています！
みどりアップを体感しよう

横浜みどりアップ計画では、市民の皆様が緑を身近に感じていただけるよう、緑にふれる空間づくりやイベント開催を多数行っています。また、市民の皆様が緑や花を守り増やす取組をサポートする制度を設けています。ぜひ皆様も緑にふれ、横浜のみどりアップを体感してください。

みどりアップを楽しもう！
イベント・体験のスポットをご紹介します

詳しくはHPをご覧ください



ほかにも、18区役所で様々な取組を行っています



森にふれる	農にふれる	緑や花にふれる
散策など森にふれるイベントやスポット ウェルカムセンター(5か所) 市民の森/ふれあいの樹林など 市民の森ガイドマップ/森づくり体験会 	農畜産物の直売など農にふれるイベントやスポット 収穫体験農園/市民農園 直売所/マルシェ よこはま地産地消サポート店 	まち歩きなど緑や花にふれるイベントやスポット 花の見どころカレンダー ガーデンネックレス横浜/里山ガーデンフェスタ/都心臨海部等の緑花 
横浜自然観察の森(栄区)	農ある横浜あくりツアー(泉区)	港の見える丘公園(中区)

みどりアップの活動に参加しよう！
市民の皆様が活用できる制度を一部をご紹介します

詳しくはHPをご覧ください



制度名	制度内容	募集時期
① 地域緑のまちづくり	地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街で緑を創出する計画をつくり、市と協働で緑化を進めます(費用助成あり)	4~6月
② 人生記念樹の配布	出生、入学、還暦などの人生の節目を記念して、市内で生産された苗木を希望者に無料で配布(年2回)します	通年
③ 名木古木の保存	古くから親しまれてきた故事、来歴などのある樹木を指定して所有者の維持管理を費用助成などで支援します	指定申請:例年6月まで 助成申請:例年1月まで
④ 森づくり活動団体への支援	市民の森や都市公園内の樹林で活動する団体を対象に森づくりに必要なサポート(道具の貸出しなど)を行います	お問い合わせください
⑤ 森づくりボランティア	森づくり活動団体が市と協働で行っている市内の森を育む体験会や研修会に参加できます	登録は通年
⑥ 地産地消ビジネス創出支援事業	地産地消に関するビジネスプランをつくる講座を開催し、選定された事業に対して費用を補助します	11月(予定)
⑦ 子どもを育む空間での緑の創出・育成	園庭・校庭の芝生化やビオトープの整備、花壇づくり、屋上緑化などの費用助成や技術サポートを行います	例年1月末まで
⑧ 公開性のある緑空間の創出支援	駅前や都心部などの多くの人が訪れる公開性のある民有地(市街化調整区域を除く)において、法令等で定める基準以上の緑化を行う場合に費用を助成します	例年1月末まで

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめているほか、広報誌「みどりアップAction」を発行しています。



詳しくはHPをご覧ください



「みどりアップAction」

お問合せ 「横浜みどりアップ計画」について
 環境創造局政策課 TEL.045-671-4214 FAX.045-550-4093

「横浜みどりアップ計画」の各事業について
 環境創造局みどりアップ推進課 TEL.045-671-2712 FAX.045-224-6627

「横浜みどり税」について
 【個人市民税】各区役所税務課または財政局税務課 TEL.045-671-2253 FAX.045-641-2775
 【法人市民税】財政局法人課税課 TEL.045-671-4481 FAX.045-210-0481

実績報告書はHPをご覧ください
 区ごとの実績もご覧いただけます

横浜みどりアップ計画 🔍



横浜みどり税を財源の一部に活用

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

3か年 の実績 概要 [2019(令和元)~2021(令和3)年度の実績]



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を進めています。このリーフレットは、2019(令和元)~2021(令和3)年度に実施した事業の実績を、概要としてまとめたものです。



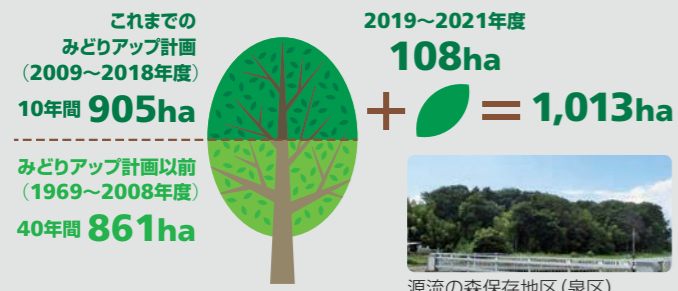
計画の柱1

市民とともに次世代につなぐ森を育む

樹林地の保全の進展

3か年で108haの樹林地を新たに保全指定しました。

緑地保全制度による指定の実績



源流の森保存地区(泉区)

- ▶ 緑地保全制度による新規指定 **108.0ha**
- ▶ 市による買取り **57.7ha**

市民が森に親しむための取組の展開

市民が気軽に森の中に入り、森に親しむことができるように、市民の森などの整備を進めました。

- ▶ 保全した樹林地の整備 **227か所**



上川井市民の森(旭区)

保全した樹林地の良好な維持管理や安全の確保を市民協働で推進

保全した市管理の樹林地を良好かつ安全に維持管理するとともに、森づくり活動団体に対する支援や、民有樹林地所有者に対する維持管理費用の一部助成を行いました。



森づくり活動団体への支援(磯子区)

- ▶ 森の維持管理(市管理地) **樹林地:464か所、公園:112か所**
- ▶ 維持管理の助成(民有地) **414件**

コロナ禍での工夫

コロナ禍で身近な自然にふれあうニーズが高まる中、外出の機会が減った子どもたちが参加できる自然の中でのびのびと過ごす森のイベントを多く開催しました。



よこはま森の楽校(緑区)



計画の柱3

市民が実感できる緑や花をつくる

市民が実感できる緑と花の空間づくりの推進

公共施設や公園、保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出しました。



港北区庁舎(港北区)



小学校の花壇整備(南区)

- ▶ 公共施設・公有地での緑の創出 **21か所**
- ▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 **131か所**

緑や花による街の賑わいづくりの推進

多くの市民が集まる都心部の公共空間などで、緑や花による空間演出を集中的に展開し、街の魅力の向上、賑わいづくりを進めています。

- ▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと維持管理 **44か所**



グランモール公園(西区)

全区での市民や企業との協働による緑と花の取組の展開

オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。併せて、取組の成果をガーデンネックレス横浜の中で発信し、市民や地域・企業等の関心の高まりへとつなげました。



地域の花いっぱいにつながる取組(栄区)



緑や花を身近に感じる各区の取組(鶴見区)

- ▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 **18区で推進**

緑花による魅力ある空間づくり

山下公園で市民参加の球根ミックス花壇の講習会を行うとともに、市内の1,000か所を超える公園で市民による花壇づくりを展開しています。



市民連携花壇講座(中区)



計画の柱2

市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な農景観の保全の推進

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の草刈りや植栽等により良好な農景観を維持・形成しました。



水田の保全(戸塚区)



農地縁辺部への植栽(金沢区)

- ▶ 水田保全面積 **112.2ha**

地産地消の拡大

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所・青空市等の支援等を行いました。



青空市・マルシェ等(磯子区)



横浜FCホームゲームにおける地産地消イベント(神奈川区)

- ▶ 直売所・青空市等の支援 **133件**

農とふれあう場や機会の増加

市民が気軽に農とふれあうために様々なニーズに合わせた農園の開設を進めました。



農園付公園(瀬谷区)



市民農園(港南区)



収穫体験農園(神奈川区)

- ▶ 様々なニーズに合わせた農園の開設 **12.5ha**

横浜農場

市内産農畜産物のブランド化を進め、その魅力を発信するため、「横浜農場」を活用した統一的なPRや、都心臨海部での展開などを重点的に進めています。

横浜農場とは?



横浜農場Instagram



効果的な広報の展開

様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画を知っていただけるよう広報を展開しています。

- 広報よこはま等への記事掲載
- PR動画の放映
- メールマガジンやSNS等による情報発信
- 実績リーフレットの配布
- 取組の実施箇所への現地表示看板の設置
- 横浜みどり税の広報
- ロゴ・マスコットキャラクターを活用したPR



計画を解説するアニメーションをSNSで発信



横浜市役所アトリウムでのPR動画放映

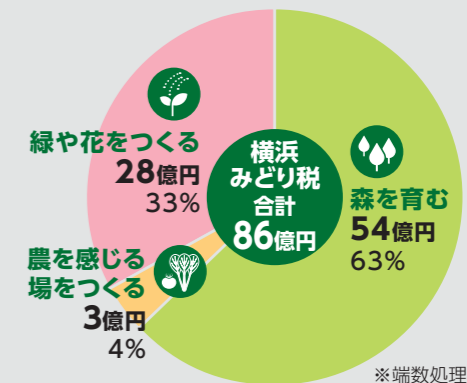


公園花壇での現地表示プレートの設置

計画の事業費と横浜みどり税(3か年の累計)

2019(令和元)~2021(令和3)年度の事業費286億円のうち、横浜みどり税を86億円充当し、活用させていただきました。

計画の柱ごとの活用額



※端数処理により、合計値は一致していません

横浜みどり税の使い道

- 樹林地・農地の確実な担保
- 身近な緑化の推進
- 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどり税の課税方式

- 【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ
※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く
- 【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

横浜みどり税

「横浜みどり税」は
「横浜みどりアップ計画」を進めていくために
ご負担いただいています。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいています。

いただいた「横浜みどり税」は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

横浜みどり税の
税額

個人市民税均等割に年間 **900円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和5年度までです。

横浜みどり税の
使いみち

- 1 樹林地・農地の確実な担保
- 2 身近な緑化の推進
- 3 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- 4 ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



横浜みどりアップ **葉っぴー**

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

計画の柱1

市民とともに



次世代につなぐ森を育む

5か年の主な取組

- 300haの樹林地を新規指定
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施



保全した市民の森

計画の柱2

市民が身近に



農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田の継続的な保全を支援
- 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会を提供
- 市民や企業と連携した地産地消の推進



保全した水田

計画の柱3

市民が実感できる



緑や花をつくる

5か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 緑や花による魅力ある空間づくりを推進



魅力ある空間づくり

この3つの計画の柱と合わせ、効果的な広報の展開に取り組みます



森林環境税（国税）と横浜みどり税



Q 国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の推進を図るほか、今後本格化する学校建替事業の財源として活用していきます。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、目的と使いみちが異なります。



● 森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨(目的)	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和 6 年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和 6 年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

- 「横浜みどり税」について
 - ▶ 財政局税務課 電話：045-671-2253 FAX：045-641-2775
- 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」について
 - ▶ 環境創造局政策課 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093
- 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の各事業について
 - ▶ 環境創造局みどりアップ推進課 電話：045-671-2712 FAX：045-224-6627

「これからの緑の取組」素案の市民意見募集について（12月下旬から実施予定）

横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、財源の一部に「横浜みどり税」を活用し、令和5年度末を計画期間とする「横浜みどりアップ計画」に取り組んでいます。

緑の保全や創造は、長い時間をかけて継続的に取り組む必要があることから、本市では、これまでの取組の成果を踏まえ、令和6年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組」について検討を進めています。

今後「これからの緑の取組」素案をとりまとめ、12月に公表するとともに市民の皆様への意見募集を予定しています。なお、素案の内容や意見募集の期間等は、横浜市ホームページ、広報よこはま等で改めてお知らせします。

○ スケジュール（予定）

令和4年12月下旬 「これからの緑の取組」素案の公表、市民意見募集の実施

意見募集の方法

素案（概要版）及び意見募集用紙を各区役所や市民情報センター、駅・主要な公共施設のPRボックスに配架するとともに、横浜市ホームページに掲載予定です。

【 期 間 】 令和4年12月下旬 ～ 令和5年1月下旬

【 提 出 方 法 】 郵送・FAX・インターネット

※素案（本編）は、意見募集期間中に以下の場所での閲覧を予定しています。

- ①各区役所
- ②市民情報センター（市庁舎3階）
- ③横浜市環境創造局のウェブサイト

【「これからの緑の取組」に関するお問合せ先】

環境創造局政策課

TEL：(671)4214 FAX：(550)4093

E-mail：ks-mimiplan@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

環境創造局公園緑地整備課担当課長

三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的考え方（案）

市民意見募集の実施状況等について

日ごろから、市政への御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

横浜市環境創造局では、「三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的な考え方（案）」について、令和4年8月10日（水）から9月8日（木）までの期間において、市民意見募集を実施しました。

この市民意見募集の実施状況等について、令和4年9月13日に横浜市会・常任委員会で報告しましたので、お知らせいたします。

本件につきましては、引き続き検討の深度化を図っていきたいと考えていますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

【配布資料】

- ・三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的考え方（案）市民意見募集の実施状況等について

（温暖化対策・環境創造・資源循環委員会 令和4年9月13日 環境創造局説明資料）

担当：環境創造局公園緑地整備課
担当課長 河辺 / 担当係長 雨宮
電話：671-4768
FAX：671-2724
E-mail：ks-koenseibi-m@city.yokohama.jp

三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的考え方(案)

市民意見募集の実施状況等について

温暖化対策・環境創造・資源循環委員会
令和4年9月13日
環境創造局説明資料

三ツ沢公園球技場は、建設から58年が経過して老朽化が進み、バリアフリー化が不十分であることに加え、観客席に屋根が無いなど、「Jリーグが定めるスタジアム基準を満たしていない状況にもあります。そのため、本球技場の改修やこれに伴う公園の再整備に向けた検討を進めてきました。

これを踏まえ、8月10日から9月8日にかけて「三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備に向けた基本的な考え方(案)」についての市民意見募集を実施しましたので、その実施状況や主な意見、今後の進め方についてご報告いたします。

1 市民意見募集の実施概要

実施期間	令和4年8月10日(水)から令和4年9月8日(木)まで [30日間]
リーフレットの配架及び周知方法	・市民情報センターや18区の区役所広報相談係等での配架 ・三ツ沢公園及び周辺の鉄道駅や公共施設等に設置したPRボックスへの配架 ・三ツ沢公園周辺の地域へのポスティング、市ウェブサイトへの掲載 等
意見の提出方法	はがき / FAX / 電子メール / 横浜市電子申請・届出システム(市ウェブサイト内)/ 持参(市庁舎27階 公園緑地整備課 意見募集担当で受付)

2 市民意見募集の実施状況等(速報値)

(1) 実施状況

意見通数	意見総数
2,594 通	4,907 件

[提出方法別] 意見通数

提出方法	意見通数
はがき	641 通
FAX	13 通
メール	81 通
電子申請	1,854 通
持参等	5 通
合計	2,594 通

[居住区別] 意見通数

居住区	意見通数	居住区	意見通数	居住区	意見通数
鶴見区	76 通	旭区	89 通	戸塚区	64 通
神奈川区	602 通	磯子区	38 通	栄区	10 通
西区	450 通	金沢区	29 通	泉区	32 通
中区	58 通	港北区	194 通	瀬谷区	18 通
南区	55 通	緑区	46 通	横浜市外	197 通
港南区	43 通	青葉区	54 通	不明	65 通
保土ヶ谷区	410 通	都筑区	64 通	合計	2,594 通

[意見提出者の属性①] 三ツ沢公園の利用頻度

利用頻度	毎日	307 人
	週に2~3回	617 人
	週に1回	594 人
	月に1回	482 人
	年に1回から数回程度	390 人
	ほとんど利用しない	105 人

[意見提出者の属性②] 三ツ沢公園で利用する主な施設・目的 ※複数回答可

利用する主な施設・目的	三ツ沢公園球技場(ニッパツ三ツ沢球技場)	659 人
	陸上競技場(補助陸上競技場を含む)	179 人
	テニスコート	929 人
	青少年野外活動センター	251 人
	自由広場	676 人
	馬術練習場	64 人
	平沼記念体育館	133 人
	散歩や憩いの場	1,215 人
	ジョギング	589 人
	体操・軽運動	433 人
地域の活動	272 人	
上記以外	140 人	

(2) 意見の内訳

意見の分類	意見総数
(A) 新たな球技場の内容に関する意見	1,322 件
(B) 公園の機能や使い方(使われ方)に関する意見	464 件
(C) 財源や公民連携の取組に関する意見	418 件
(D) 影響を受ける施設の代替機能の確保に関する意見	1,353 件
(E) 公園内の自然環境(緑地や生物等)に関する意見	761 件
(F) 駐車場などの交通環境、周辺地域への影響に関する意見	308 件
(G) その他	281 件
計	4,907 件

(3) 主な意見

- ・現在の球技場のように、ピッチと近く臨場感のあるスタジアムをつかってほしい。
- ・現在の球技場に屋根を付けて改修すべきではないか。
- ・スケートボードやバスケットボールなどができる施設、店舗やカフェ等を設けてほしい。
- ・厳しい財政状況を考慮すべき。
- ・トリムコースや補助陸上競技場、青少年野外活動センターの代替機能を確保してほしい。
- ・テニスコートは使用率が高く、市全体でもテニスコートが足りないなので、面数を減らさないでほしい。
- ・育った緑や桜など豊かな環境は大切に保全してほしい。
- ・新球技場を建設するのであれば、周辺の住宅に対する配慮、交通対策も必要だ。
- ・工事費やスケジュール、代替機能の確保等について、具体的な内容を示してほしい。 など

3 今後の進め方

今回いただいた市民の皆様のご意見に対する市の考えを整理するとともに、各課題についての検討を深度化していきます。

「(仮称) よこはま防災パーク」の創設に向けた市民意見募集の実施について

1 背景・趣旨

地域住民の皆様への防火防災指導は、本市独自の家庭防災員制度や消防職員が地域に出かけて行う防災訓練会等により推進してきましたが、高齢化等の社会構造の変化やコロナ禍による影響等から、参加者の減少や固定化といった課題を抱えており、これまでの実施手法のままでは、より多くの方に防災に必要な知識を提供することが困難な状況となっています。

こうした状況やデジタル化による社会生活の急速な変化を踏まえ、時間や場所にとらわれず、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「(仮称) よこはま防災パーク」を創設します。

また、11月から12月にかけて市民意見募集を実施します。

2 (仮称) よこはま防災パークの概要

(1) 目的

いつでも、どこでも、誰でも、災害へ備えるうえで必要となる知識や技術を気軽に学び、市民一人ひとりの防災力が向上して、いざという時の適切な行動につなげることで自助の裾野を広げる。

(2) 学習方法：ウェブサイト上から自由に学習

(3) 内容

ア 自主学習：短編動画の視聴により防火・防災に関する知識を学習

<自主学習の内容(案)>

コース	内容
一般	火災、地震、風水害ごとに、災害の危険性、事前の予防対策、災害発生時の適切な行動等を学ぶ。 また、ケガの予防対策や心肺蘇生法など、救急時の対応を学ぶ。
子ども	幼児、小学生、中学生が、災害時の適切な行動を楽しみながら学ぶ。
事業所	防火管理者や責任者が、消防用設備等の使用方法や避難誘導など、事業所の安全を守るための知識を学ぶ。
地域	自治会・町内会やマンション管理組合等の「町の防災組織」が、訓練の実施手法や活動に必要な知識を学ぶ。

イ 効果確認：動画視聴後、ウェブサイト上で効果確認テストを実施

<自主学習ページのイメージ>

<効果確認テストのイメージ>



- ウ 実技：「一般コース」の効果確認テストを修了された方に対して実技講習を実施
 ※ウェブサイト上で申し込み、横浜市民防災センターや消防署で受講

<実技講習の内容（案）>

コース	火災	地震	風水害	救急
	消火器取扱 煙からの避難体験	地震体験	水災害体験 マイ・タイムライン	心肺蘇生法 AED 体験
内容				

3 受講促進

- (1) 広報よこはま等の広報紙、ツイッターや横浜市公式 LINE 等の SNS、出初式や防災フェアのほか、各区局・消防署が行う防災イベント等、あらゆる機会を通じて、広く市民の皆様へ PR していきます。
- (2) 横浜市町内会連合会や各区連合町内会の定例会等を通じて、地域住民の皆様へ受講促進をお願いさせていただきます。

4 防火防災指導に係る既存事業の今後の取組

- (1) 家庭防災員制度については、近年、研修受講者数や自主活動等の減少が顕著となっているほか、家庭防災員の推薦事務を依頼している自治会町内会にご負担をおかけしていることも踏まえ、「(仮称)よこはま防災パーク」の創設とあわせて、見直していきたいと考えます。

【家庭防災員制度の見直し（案）】

- 「(仮称)よこはま防災パーク」の一般コースは、家庭防災員の研修内容を基本とし、誰でも自由に受講できることから、家庭防災員研修受講者の推薦事務は廃止し、家庭防災員の新規募集は行わないこととします。
- 引き続き、家庭防災員の活動を継続していただける方々には、消防署として当該活動の支援に努めてまいります。

- (2) 消防職員が地域で行う防災訓練会については、参加者の固定化等の課題があるものの、地域の皆さまが集まって、実際に消火器の取扱や心肺蘇生法などを実技として学ぶ機会があることや、共に防災を学ぶことで顔の見える関係が構築されるなど、得られる効果は大きいと考えています。「(仮称)よこはま防災パーク」の活用をご案内する一方、これまでの防災訓練会等も、地域の要望に応じて実施させていただくこととしており、地域の皆様からのニーズに柔軟に対応していきます。

5 市民意見募集

- (1) 募集期間：11月中旬から約1か月間
- (2) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール、持ち込み

6 今後のスケジュール

令和4年12月～3月：コンテンツ制作、システム構築/令和5年4月：市民利用開始

神奈川消防署総務・予防課
 予防担当：福島、青柳、高橋
 TEL / Fax : 045-316-0119

用途地域等の見直し都市計画市素案（案）の縦覧（閲覧）及び 意見募集について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

この度、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案である市素案（案）を作成しましたので、縦覧（閲覧）及び意見募集を実施します。

2 市素案（案）の縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）から 11 月 30 日（水）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細の図面を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）


イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

※ 10 月に市内各所で市民説明会を開催しており、併せて 11 月 30 日（水）まで説明会と同じ説明動画を市のホームページにて配信します。

※ 見直しの概要はリーフレットでまとめています。

横浜市 用途地域 見直し

検索 

3 意見募集

(1) 期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）から 11 月 30 日（水）

(2) 提出方法

郵送、持参、電子申請・届出システム

4 添付リーフレットの配布場所

(1) 見直し候補地区へ戸別配布（9 月 15 日から 10 月 16 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

※ リーフレットは市のホームページからもご覧いただけます。

【担 当】 建築局都市計画課 太田、飯島、下田

【連絡先】 6 7 1 - 2 6 5 8

用途地域等の見直し

都市計画市素案(案)の公表及び説明会の開催について

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

見直しの候補地区は中面をご覧ください!



用途地域等とは…?

「用途地域」とは土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直しや特別用途地区の指定も行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うのか?

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案(案)とはなにか?

本市が作成した、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案のことです。今回、都市計画市素案(案)の縦覧や説明会等を行い、市民のみなさまのご意見を伺った上で、検討を深度化させ、都市計画手続に移りたいと考えています。(詳細なスケジュールはP4に記載)

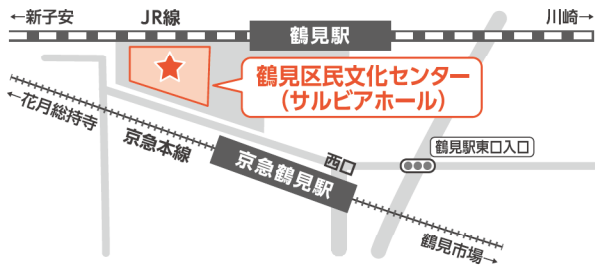
INDEX	●説明会・動画配信の実施	P2~3
	●スケジュール／縦覧(閲覧)及び意見書の受付	P4
	●都市計画市素案(案)の策定	P5~6

都市計画市素案(案)説明会

※各日とも説明内容は同じです。
 ※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
 ※開場時間は開始時刻の30分前です。

① 鶴見区民文化センター

令和4年 10月12日(水) 午後7時開始

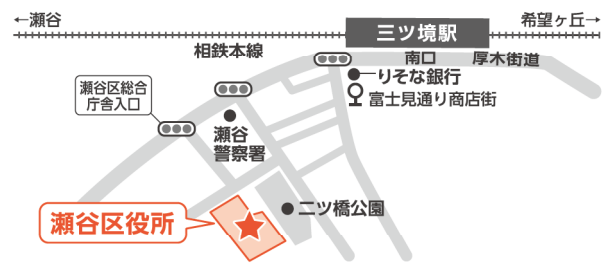


鶴見区鶴見中央1丁目31-2

最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅／京急本線「京急鶴見」駅

② 瀬谷区役所(5階会議室)

令和4年 10月13日(木) 午後7時開始

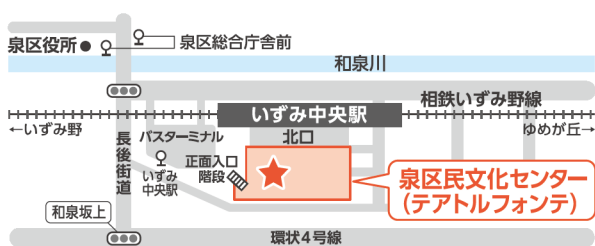


瀬谷区二ツ橋町190

最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 泉区民文化センター

令和4年 10月14日(金) 午後7時開始



泉区和泉中央南5丁目4-13

最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

④ 関内ホール(小ホール)

令和4年 10月15日(土) 午後2時開始

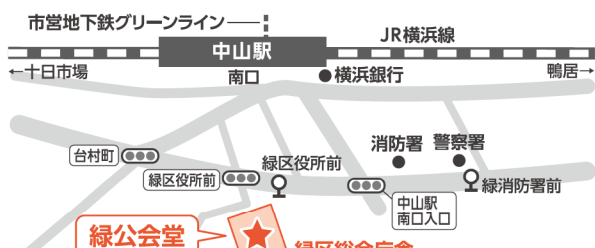


中区住吉町4丁目42-1

最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑤ 緑公会堂

令和4年 10月17日(月) 午後7時開始



緑区寺山町118

最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑥ 都筑公会堂

令和4年 10月18日(火) 午後7時開始



都筑区茅ヶ崎中央32-1

最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑦ 旭公会堂

令和4年 10月19日(水) 午後7時開始



旭区鶴ヶ峰1丁目4-12

最寄駅▶相鉄本線「鶴ヶ峰」駅

⑧ 金沢公会堂

令和4年 10月20日(木) 午後7時開始



金沢区泥亀2丁目9-1

最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

手話通訳について

各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は、各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。



動画配信を
します!

日時 令和4年10月12日(水)~11月30日(水)

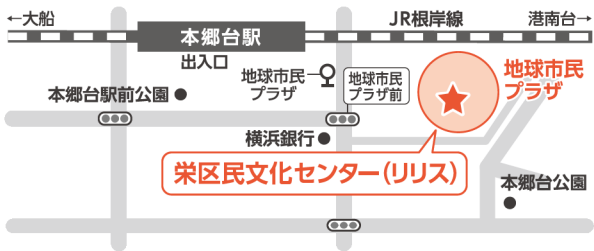
※動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 用途地域等の見直し説明会



9 栄区民文化センター

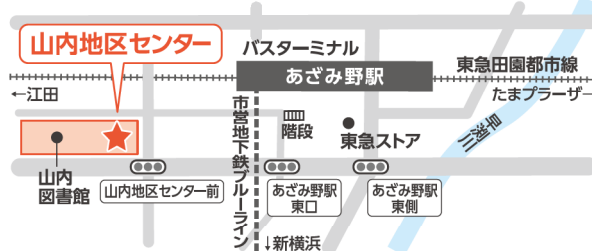
令和4年 10月21日(金) 午後7時開始



栄区小菅ケ谷1丁目2-1
最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

10 青葉区山内地区センター(集会ホールA・B・C)

令和4年 10月23日(日) 午後2時開始



青葉区あざみ野2丁目3-2
最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

11 港北公会堂

令和4年 10月24日(月) 午後7時開始



港北区大豆戸町26-1
最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

12 保土ヶ谷公会堂

令和4年 10月25日(火) 午後7時開始



保土ヶ谷区星川1丁目2-1
最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

13 磯子公会堂

令和4年 10月26日(水) 午後7時開始



磯子区磯子3丁目5-1
最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

14 港南公会堂

令和4年 10月27日(木) 午後7時開始



港南区港南中央通10-1
最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

15 戸塚公会堂

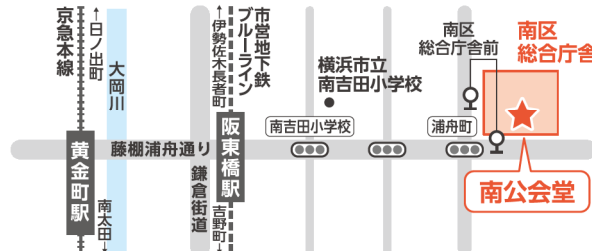
令和4年 10月28日(金) 午後7時開始



戸塚区戸塚町127
最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

16 南公会堂

令和4年 10月31日(月) 午後7時開始



南区浦舟町2丁目33
最寄駅▶京急本線「黄金町」駅・市営地下鉄「阪東橋」駅

スケジュール

令和3年 8月

「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年12月～
令和4年 1月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の公表 及び
市民意見募集の実施 …… 詳細はHPへ

令和4年 3月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定 …… 詳細はHPへ

今回

令和4年10月～
令和4年11月

- 都市計画市素案(案)の公表 …… 詳細はP5～6へ
- 説明会・動画配信の実施 …… 詳細はP2～3へ
- 縦覧(閲覧)及び意見書の受付 …… 詳細はP4へ

令和5年度以降

- 都市計画市素案の策定
- 都市計画手続(素案説明会・公聴会・縦覧・都市計画審議会)
- 都市計画変更告示

縦覧(閲覧)及び意見書の受付

都市計画市素案(案)の内容を縦覧(閲覧)できます。

また、この都市計画市素案(案)について、ご意見がある方は、縦覧(閲覧)期間内に意見書を提出することができます。

いただいたご意見は、用途地域等の見直しの検討にあたって参考にさせていただきます。

また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方は、後日、横浜市ホームページで公表します。

縦覧(閲覧)期間

令和4年 **10月12日(水)** から **11月30日(水)** まで(土、日、祝日は除く)

時間 午前8時45分から午後5時15分まで(区役所は午後5時まで)

縦覧(閲覧)場所

- 建築局都市計画課 …… 市全域の都市計画市素案(案)を縦覧できます。
- 各区区政推進課(中区を除く) …… 当該区の都市計画市素案(案)を閲覧できます。
- 横浜市ホームページ …… 市全域の都市計画市素案(案)を閲覧できます。

意見書の
提出期限と方法

- 提出期限 **令和4年11月30日(水) 午後5時15分必着**

- 提出方法 **郵送、持参、電子申請**

- 提出先 **建築局都市計画課**

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※意見書の様式は特に定めていませんが、「氏名」「住所(町名まで)」「ご意見」をご記入の上、提出してください。

電子申請は
こちらから



個人情報等の取扱いについて

ご意見の提出に伴い取得した氏名等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用します。



自分の家がどのような用途地域に
位置しているか確認できます！

iマッピー (横浜市行政地図
情報提供システム)

iマッピー



問合せ先

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し



用途地域等 見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。
近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき
土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、
持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。



見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。

対象

第一種低層住居専用地域のエリア等(概ね80ha以上)の一部

〈現在建築できる
建物の例〉



住宅



店舗兼用住宅
(独立店舗不可)



幼稚園



小・中・高等学校



診療所



老人ホーム

第二種低層住居専用地域

日用品店舗や喫茶店などの
独立した店舗の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例(150㎡以下)〉



日用品店舗



喫茶店



パン屋



和・洋菓子店



理容室・美容院



クリーニング取次店

家の近くにお店ができれば
便利!

※床面積150㎡以下/2階以下に限りです。
※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。



見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる
地区などに特別用途地区を指定します。

※1 特別用途地区

特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

特別用途地区

周辺の住環境に配慮しながら、日用品店舗などの
独立した店舗の建築や、事務所の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例〉



日用品店舗
(250㎡以下)

条件

第二種低層住居専用地域
+
特別用途地区の指定



喫茶店・事務所(150㎡以下)

条件

第一種低層住居専用地域
+
特別用途地区の指定

※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
※地区計画、建築協定、地区プラン、地域まちづくりルールが定められている地域について、建築できる建物用途は変更しません。



事務所が
近くであれば
働きやすくなるね!

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき
土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた
自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和(+準防火地域※3の指定)

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定します。

※2 容積率…敷地面積に対する延べ床面積(各階の床面積の合計)の割合。

※3 準防火地域…建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。

対象

第一種低層住居専用地域(容積率80%/建蔽率50%/最低敷地面積125㎡/外壁後退なし)の一部

現在



(例)

敷地面積 100㎡ × 容積率 80%

→ 建てられる面積 80㎡

変更後



(例)

敷地面積 100㎡ × 容積率 100%

→ 建てられる面積 100㎡

家が広がって
安全にもなるんだ!



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し(+高度地区の変更、緑化地域の指定)

対象

準工業地域
工業地域の一部

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し(平成30年3月告示)で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの(市街化区域と市街化調整区域の区分)。

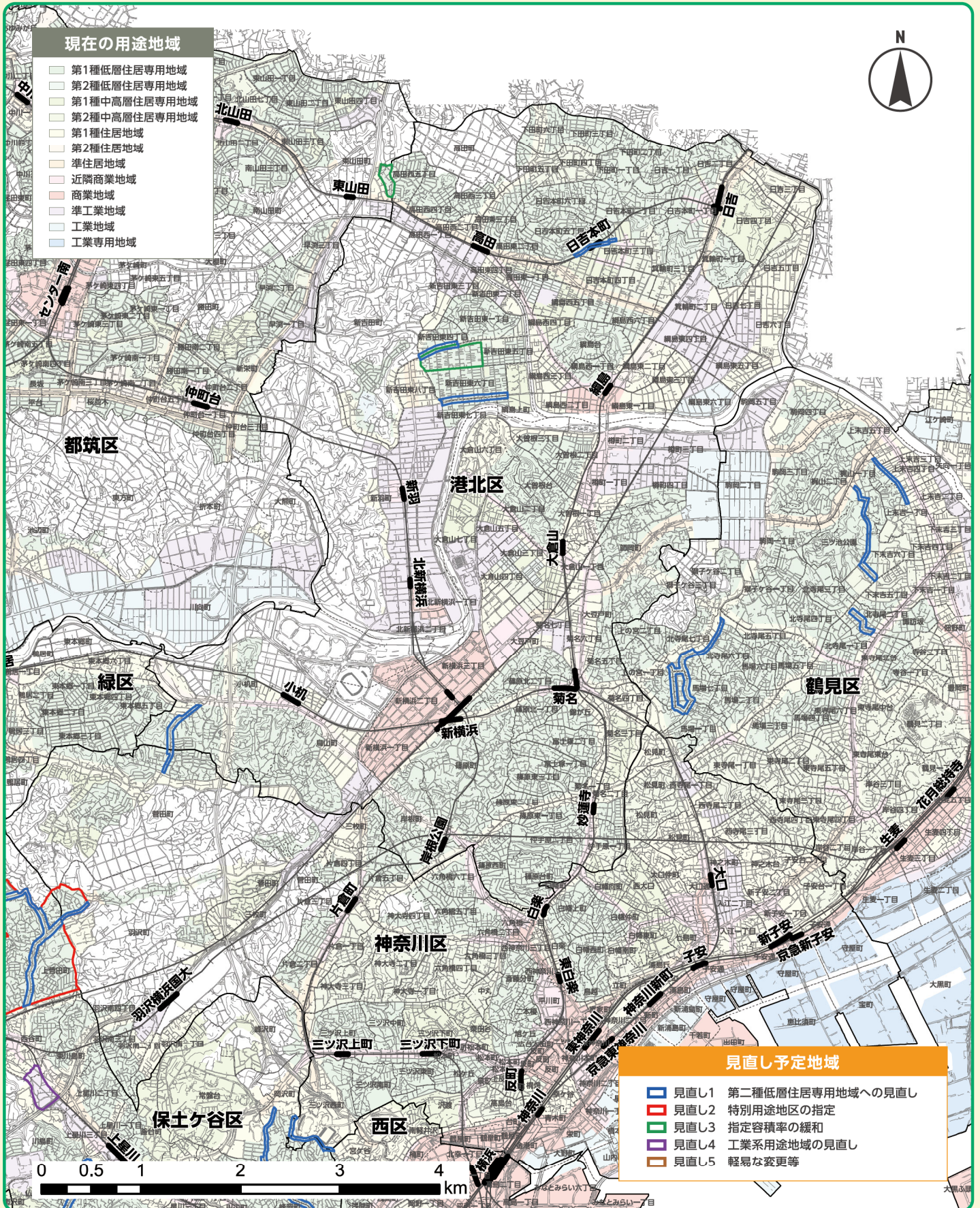
都市計画市素案(案)

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案(案)の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

鶴見区
神奈川区
港北区



令和4年10月18日

神奈川県自治会町内会長 各位

神奈川県区政推進課長

**「神奈川県宿謎解きウォーク」
イベント開催チラシの掲示について（依頼）**

日頃より、神奈川県区政に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、「神奈川県宿謎解きウォーク」を令和4年11月1日（火）から12月6日（火）まで開催します。コース上の謎解きスポットを巡り、正解した方にはオリジナル景品をプレゼントします。

つきましては、掲示板へのチラシ掲示の御協力をお願いいたします。

※不足がありましたら、お手数ではございますが下記担当までご連絡ください。

担当：区政推進課 佐藤、吉崎、亀谷

TEL：411-7028 FAX：314-8890

令和4年

11月1日(火) ~ 12月6日(火)

神奈川宿

謎解き

ウォーク

魅力スポットがいっぱいの
歴史探訪を楽しもう！

神奈川宿にまつわる謎を解いて、
オリジナル景品をゲットしよう！

参加無料



※2色のうちいずれか1つ

東海道神奈川宿
ピンバッチ

表裏
別デザイン！



もしくは

表

裏

東海道神奈川宿絵図
マスクケース

※各景品は先着順で、無くなり次第終了となります。

コースマップを手に入れよう！

まずは

入手方法

神奈川県役所、区民利用施設等で配布しています。
神奈川県役所ホームページからも
ダウンロードができます。



神奈川宿謎解きウォーク



主催・問合せ

横浜市神奈川区役所区政推進課 TEL.045-411-7028 FAX.045-314-8890

協力

神奈川地区センター 横浜市交通局

協賛

京浜急行電鉄株式会社

令和4年10月20日

自治会町内会長 様

神奈川区民協議会 代表委員 岐部 文明

令和4年度「区民のつどい」の開催について（依頼）

秋麗の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、神奈川区民協議会の活動に対してご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、区民協議会第21期の部会活動の中間成果の発表の場として、「区民のつどい」を12月4日（日）13時から神奈川公会堂で開催します。今回は、区民協議会各部会の活動中間発表のほか、第2部では「神奈川区の風水害」と題し、日本気象予報士会から講師をお招きして講演・パネルディスカッションを行います。

本年も各自治会町内会から、例年通り多数お誘い合わせのうえ、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

<区民のつどい>

- 1 日時 令和4年12月4日（日） 12時30分開場 13時開会
- 2 場所 神奈川公会堂（富家町1-3）
内容 第1部 区民協議会各部会の活動中間発表
第2部 テーマ「神奈川区の風水害」
講演 日本気象予報士会神奈川支部 田口 大 氏
パネルディスカッション
- 3 定員 先着200人（当日直接会場にお越しください）
※手話通訳・一時保育は11月18日（金）までに電話かFAXかEメールで
区役所区政推進課へ申込み
Tel:411-7021 Fax:314-8890メール:kg-kusei@city.yokohama.jp

<送付物および部数>

- 1 区民のつどい参加票（ご案内）
送付部数 10枚
※ご記入の上、当日会場にお持ちください。



神奈川区マスコットキャラクター
「かめ太郎」

区民協議会事務局（区政推進課広報相談係内）

担当 高橋・高島・岡田 Tel 411-7021 Fax 314-8890

神奈川県民協議会

区民のつどい

令和4年

12月4日 日 13時00分～15時30分
(開場12時30分)

会場

神奈川公会堂 (富家町1-3)

※JR東神奈川駅、京急東神奈川駅 徒歩5分 東急東白楽駅 徒歩6分
(駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。)
※マスク着用・手指消毒のご協力をお願いします。

定員

200人

当日直接会場にお越しください

☆新型コロナウイルス感染症対策のため、下の参加票をご記入の
うえ、当日会場にお持ちください。

※当日、発熱等の症状のある方は参加をお控えください。
※手話通訳・一時保育は11月18日(金)までに電話かFAXかEメールで申込み

【申込み・問合せ先】

〒221-0824 神奈川県広台太田町3-8
神奈川県民協議会事務局 (神奈川県役所区政推進課)
電話:411-7021 FAX:314-8890 Email:kg-kusei@city.yokohama.jp

当日プログラム

第一部

第21期 神奈川県民協議会各部会の活動中間発表

- ①ごみと環境の会 「ポイ捨てを減らすことを考えます」
- ②なまずの会 「災害時の役割分担」
- ③桜を育てる会 「子育てと高齢者福祉」
- ④地域の活性化の会 「地域活性化」

第二部

テーマ「神奈川区の風水害」

講演・パネルディスカッション

講師 日本気象予報士会 神奈川支部

田口 大氏

キリトリ

区民のつどい参加票

お名前

電話番号

自治会町内会名

※記入いただいた個人情報保護は区民のつどい開催に関わる目的のみに使用いたします。会場内で感染症発生の可能性があった場合、
接触者特定を目的として個人情報を公的機関に提出する場合があります。

バッテリーの取り外せない充電式小型家電の出し方について（お願い）

今年度、コードレス掃除機やロボット掃除機などの**充電式小型家電のバッテリーを原因とした収集車の火災が急増**しています。

バッテリーに使用されるリチウムイオン電池は、圧力や強い衝撃を受けると発熱・発火する恐れがあるため、充電式小型家電を「燃やすごみ」の日に出す際は、バッテリーを取り外すようお願いしています。

しかし、バッテリーを取り外せない小型家電も多いため、それらが生ごみ等と同じ袋に混ぜて出され、収集車の中で押しつぶされることで火災が起きていると考えられます。

つきましては、**火災が起こらないよう、バッテリーの取り外せない小型家電については、燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に出していただくようお願いする**旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 バッテリーの取り外せない小型家電の出し方

これまで：燃やすごみの日に、燃やすごみ（生ごみ等）と同じ袋で集積場所へ

↓

これから：燃やすごみの日に、**燃やすごみ（生ごみ等）とは別の袋**で集積場所へ

※バッテリーのない小型家電は、これまでの出し方でお出しいただけます。

2 資料（裏面）

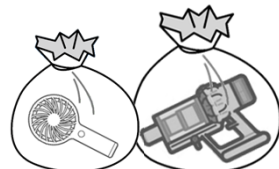
バッテリーの取り外せない小型家電の出し方チラシ

担当：業務課資源化係

電話：671-3819

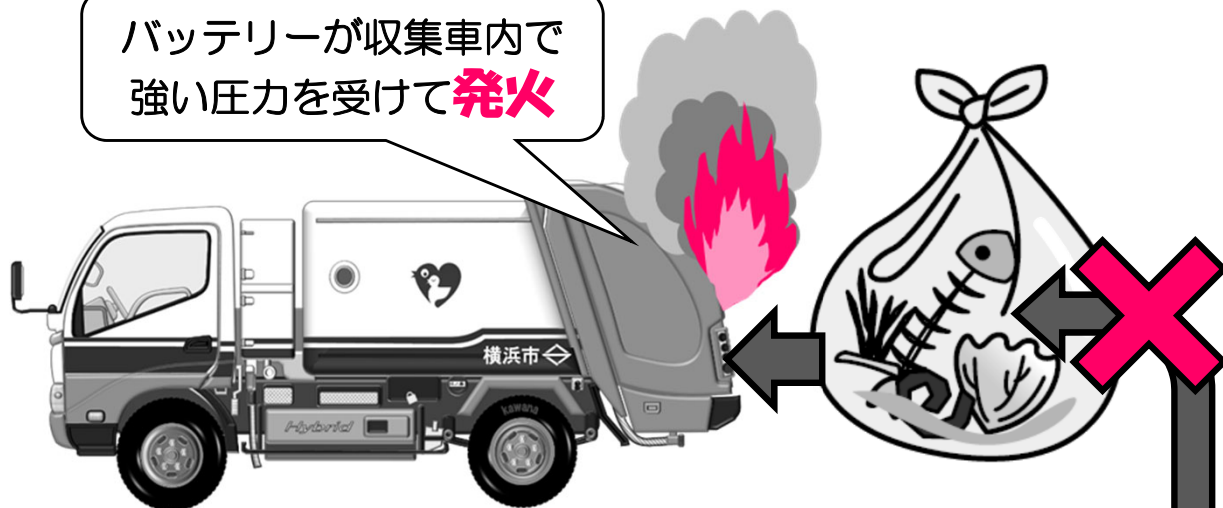
FAX：662-1225

バッテリーの取り外せない 小型家電(コードレス掃除機 ロボット掃除機など)は 燃やすごみとは別の袋で 「燃やすごみの日」に出してください



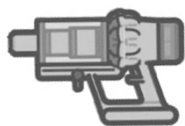
バッテリーによる収集車の火災が多発しています

バッテリーが収集車内で
強い圧力を受けて**発火**

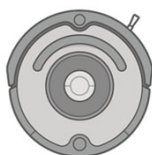


燃やすごみに
混ぜないで!

バッテリーの取り外せない充電式小型家電 (例)



コードレス掃除機



ロボット掃除機



電動工具



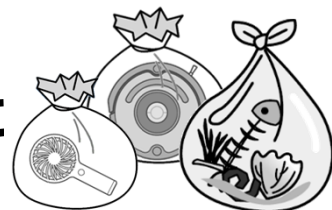
電気シェーバー



手持ち扇風機

燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に

一番長い辺が50cm以上のものは「粗大ごみ」(金属製品の場合30cm以上)



30×15cm未満の小型家電は
区役所等に設置された
ピンクの回収箱に入れて
リサイクルにご協力ください!

※バッテリーの付いていない小型家電は、
燃やすごみに混ぜて出すことができます。
※バッテリー・モバイルバッテリーは、家電量販店や
区役所等にある黄色い回収缶に出してください。

お問合せ先:資源循環局 各区収集事務所

詳細は↓↓



年末年始のごみと資源物の収集日程について

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

本年度は、燃やすごみの収集日が「火・土曜日」の地域について、年末と年始の収集の間隔が1週間以上空いてしまうため、臨時収集日を設けます。例年とは異なる収集日程となりますので、ご注意ください。

なお、日程をお知らせするためのチラシの班回覧については、自治会の負担軽減の観点から前年同様中止させていただきます。

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示板へのチラシ掲出をお願いいたします。掲示板用チラシにつきましては、11月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 年末年始の収集日程について

- (1) 12月31日(土)から1月3日(火)まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」の収集日が「火・土曜日」の地域は、以下の日程で臨時収集を行います。
12月29日(木)、1月5日(木)

2 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま12月号(市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページ

3 資料(裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係(収集日程に関するお問合せ)
業務課運営係(広報に関するお問合せ)
電話：671-2551(計画係)、671-3815(運営係)
FAX：業務課662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(土)から1月3日(火)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

また、燃やすごみの収集日が **12月29日(木)及び1月5日(木)**
火・土曜日の地域は**臨時収集**を行います。

収集日程をお確かめの上、
ルールを守ってお出してください。



		燃やすごみ		プラスチック製 容器包装	缶・びん・ ペットボトル 小さな金属類
		燃えないごみ・スプレー缶・乾電池			
		月・金曜日が 収集日の地域	火・土曜日が 収集日の地域		
12月	27日(火)		通常収集日	通常の日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。	
	28日(水)				
	29日(木)		臨時収集日		
	30日(金)	通常収集日			
	31日(土)	収集はお休みです ※ごみと資源物を絶対に出さないでください。			
1日(日)					
2日(月)					
3日(火)					
1月	4日(水)			通常の日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。	
	5日(木)		臨時収集日		
	6日(金)	通常収集日			
	7日(土)		通常収集日		
	8日(日)				



※ ごみと資源物は、各収集日の**朝8時まで**にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(土)から1月3日(火)までお休みします。



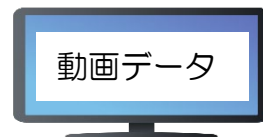
横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。



粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

自治会町内会加入促進用動画 を作成しました。



自治会町内会加入促進用の動画を作成しましたのでお知らせします。
現在横浜市公式 YouTube「横浜チャンネル」にアップしていますのでご覧いただくことができます。

自治会町内会においては、団体のホームページにリンク付けすることもできます。
また動画データをお渡しできますので、加入促進活動にご利用ください。

【動画アップの詳細】

タイトル：自治会町内会加入プロモーション動画「このまちのためにできること」

検 索

横浜チャンネル 自治会加入

• 動画 URL：<https://youtu.be/z-WHPDHMQIE>

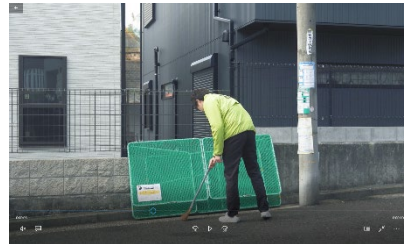


【動画イメージ】 ①→②→③→④

①



②



③



④



自治会町内会活動を通じてのふれあいを描いています。

【動画種類】 YouTube は横型のみです。

- 15秒（横型、音声・テロップ有）
- 15秒（縦型、音声・テロップ有） ※縦型・横型共に同内容です。

裏面あり

【ご利用の一例】

- 各自治会町内会のホームページにリンク付け（埋込み）ができます。
- 地域のイベントにて、動画を流すことができます。

【動画データの提供】

- お住まいの区役所地域振興課あて申請いただければ、動画データを提供いたします。
申請書については、神奈川区役所地域振興課あてお問合せください。
（下記連絡先をご参照ください。）

神奈川区役所 地域振興課	TEL：（045）411-7086 メールアドレス：kg-chishin@city.yokohama.jp
--------------	--

横浜市市民局地域活動推進課 担当 川口、渡邊 TEL 671-2317 FAX 664-0734 sh-jichikai@city.yokohama.jp
--

KANAGAWA BAKERY RALLY

神奈川県商店街ベーカリーラリー



神奈川区の美味しいパン屋さんを巡って
素敵な賞品を当てよう

主催：神奈川県役所
共催：神奈川県商店街連合会
問合せ：神奈川県地域振興課
TEL 045-411-7086
FAX 045-323-2502

スタンプラリー実施期間

2022. **11.1** [火] - **12.31** [土]

神奈川県商店街
ベーカリーラリー
↓ 詳細はこちらから



神奈川区の個性あふれる商店街には、おいしいパン屋さんがたくさんあります。
「神奈川県商店街ベーカリーラリー」では、3つのエリアの計14店舗をご紹介します。

スタンプを集めて、
素敵な賞品を当てよう!

各3名
ずつ

異なる3店舗のスタンプを集めた方への賞品
Wチャンス: 特別賞



A アラジン
トースター
[CAT-GS13C(G)]



B ブルーノ
ホットサンドメーカー
[シングル]



C カリタ
コーヒーメーカー
[ET-102]



各10名
ずつ

スタンプを3つ以上集めた方への賞品
パンのおとも品
[神奈川県区内で販売されているものから厳選]

- ふれあっこ三ツ沢
三ツ沢ジャム
[ジャム3個セット]
- カウアイハニー
カウアイハニー
[はちみつ2個セット]
- 三本コーヒー
ティーポット
- 珈琲文明
コーヒードリップバッグ
[5袋×2セット]



古着を売るつもりだったのに・・・ 指輪やネックレスを買い取られた

買取業者から「なんでも買い取る」と電話があったので、古着や食器などの不用品を買い取ってもらおうと訪問を承知したが、結局、貴金属を安価で強引に買い取られてしまったという相談が多く寄せられています。

- ・ 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ・ 訪問買取はクーリング・オフができます。

困ったときは、
消費生活総合センター
にご相談ください。



お互いに 一声かけて見守りを！

